

高齢者・幼児が紙おむつを使用している世帯や
個人でごみ集積所を清掃されている方を対象に

美浦村指定の 「ごみ袋」を支給します

支給対象者



以下のいずれかに該当する方が対象です。

- ・日常的に紙おむつ等を使用している高齢者・身体障害者がいる世帯の方。
- ・満1歳未満の乳児がいる世帯の方。
- ・ごみ集積所に散乱するごみの回収や清掃、収集されなかったごみの分別や処理等を、個人的なボランティアで行っている方（当番制で集積所利用者が管理・清掃等を行っている場合は対象外）。

支給する枚数



支給対象者の区分		現物支給するごみ袋の種類	サイズ	枚数
1	日常的に紙おむつ等を使用している高齢者、身体障害者がいる世帯の方	燃やすごみ用	大袋	120枚
2	満1歳未満の乳児のいる世帯の方	燃やすごみ用	大袋	60枚
3	個人的なボランティアで ごみ集積所の清掃・管理 を行っている方	燃やすごみ用	小袋	108枚
		燃えないごみ用(金属類)	大袋	36枚
		燃えないごみ用(ビン・ガラス類)	大袋	12枚
		紙製容器包装用	大袋	24枚
		プラスチック製容器包装用	大袋	24枚

※数量は年間当たりの枚数です。4月以降の申請の場合は3月分までの月割給付になります。

申請方法



支給希望の方は、生活環境課窓口に配置されている申請書に必要事項を記入のうえ、生活環境課へ提出してください。ごみ袋の支給は年度ごとに申請が必要ですので、上記の支給対象者の区分が1または3に該当する方が今年度申請されて支給を受けた場合でも、翌年度も継続してごみ袋の支給を受けようとする場合は、翌年度が始まる前の3月中に申請をしてください。

個人的なボランティアでごみ集積所の清掃・管理を行っている方への支給は、集積所1ヶ所につき1名となりますので、複数人で取り組んでいる場合は代表者1名が申請してください。

※申請書は、村公式ホームページからもダウンロードにより取得できます。

◇問合せ 役場生活環境課 ☎885-0340 内線214・215